

令和6年度 第2回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和6年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和6年5月29日(水) 14:00~14:45	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦		
欠席委員	9 小原 正清		
出席者 総 数	出席委員 8名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 井上 翼		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	1 番 山田 委員 2 番 下河内 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様こんにちは。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻より5分早いのですが、皆様、お揃いになりましたので始めさせていただきます。

只今から令和6年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日は会長が、全国農業会議所主催の全国農業委員会会長会議に出席するため東京に出張されておりますので、欠席となります。そのため、村上会長職務代理者に議長を務めていただきます。

本日の総会出席者は、委員総数9名中8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本会議は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に村上会長職務代理者が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 みなさん、こんにちは。只今、事務局長が説明されましたとおり小原会長が、会長会議出席で欠席のため代わりに議長を務めさせていただきます。不慣れで御迷惑をおかけしますが、会議進行への御協力によりしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、村上会長職務代理者が議長となります。村上議長よろしくお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、1番の山田委員と2番の下河内委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、井上、の3名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。
農地法第3条、4条、5条の許可申請について。
以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の

規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和6年5月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島市沖美町、職業、農業。

譲受人、有限会社B 代表取締役C、住所、江田島市沖美町、職業、会社役員。

所在地、沖美町●●字○○__番の1筆、面積は3,318㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で花卉の栽培が困難になり、今後、後継者もいないことから、譲渡先を探していた。今回、譲受人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」

譲受人は「■■栽培の規模拡大を計画し農地を探していたところ、譲渡人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。」

譲受人は■■栽培、販売を行う◇◇、◆◆であり、農地法第3条の農地の所有、権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 関係農業委員の下河内委員の意見を伺います。(2番、下河内委員)

下河内委員 特段、問題はないと思います。

議長 何か御意見等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、D、住所、呉市音戸町、職業、会社員。

譲受人、E、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。

所在地、能美町●●字○○__番、外8筆、合計面積は4,306㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得した当時から畑は荒れており、近隣の人に迷惑が及びことを心配していた。現在、会社員で兼業農家を行うことが困難なため有償で譲り渡す。」

譲受人は「申請地の近隣に居住しており、農業に興味があるため有償で譲り受ける。所有権移転後は、野菜、果樹(オリーブ)を栽培する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長	関係農業委員の室元委員の意見を伺います。(6番、室元委員)
室元委員	事務局が説明したとおり問題ないと思います。年齢も若いし住所も近いことから適正に管理していただけたらと思います。
議 長	何か御意見、御質問等はありませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号3、譲渡人、F、住所、広島市安佐南区、職業、無職。 譲受人、G、住所、江田島市江田島町、職業、農業。 所在地、江田島町●●__丁目__番_の1筆、面積は507㎡。 申請理由は贈与で、譲渡人は「市外に居住しており数年間、適正な管理ができていなかった。後継者も市外に居住し、農業経験がないため近隣に居住する姪である譲受人に無償で譲り渡す。」 譲受人は「申請地の近隣で家族と農業を営んでおり、譲渡人である叔父から贈与についての申し出があったため無償で譲り受ける。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	関係農業委員の山田委員の意見を伺います。(1番、山田委員)
山田委員	現地写真を見ていただいたら分かるように、除草剤を散布しておりました。その隣の農地は、雑草が青々と生えていましたが、今後、所有者が近隣の方に変わられるので、適正に管理されるものと思います。
議 長	御意見、御質問等はありませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記	<p>番号 4、譲渡人、H、住所、福岡県福岡市、職業、無職。 譲受人、I、住所、江田島市江田島町、職業、自営業。 所在地、江田島町●●__丁目__番_、外 1 筆、合計面積は 549 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、県外に居住し適正な管理が困難なため自宅を含めた不動産を有償で譲り渡す。」 譲受人は「オリーブやレモンを栽培する農地を探していたところ、譲渡人と土地や建物の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>関係農業委員の小原会長が欠席のため事務局は、説明をお願いします。(事務局、井上書記)</p>
井上書記	<p>5 月 17 日に関係委員さんと現地確認を行いまして、写真では少し分かりにくいと思いますが、雑草も刈っており管理されておりました。また、譲受人は、先月の総会で許可となっており、譲渡人の実家と別の樹園地を購入してますので、今回の畑と一体で管理していただけたらと思います。譲渡人は県外に居住し適正な管理が困難で、市内に居住する方が取得される方が、農地を適正に管理されると思います。</p>
議 長	<p>御意見、御質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>無しの声あり。</p>
議 長	<p>採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手。</p>
議 長	<p>全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。</p>
佐山書記	<p>番号 5、譲渡人、J、住所、福岡県北九州市、職業、無職。 譲受人、K、住所、江田島市大柿町、職業、無職。 所在地、大柿町●●字○○__番_の 1 筆、面積は、270 m²。 申請理由は贈与で、譲渡人は「相続により取得したが、市外に居住し適正な管理が困難なため、当該地の隣接地で営農している譲受人に無償で譲り渡す。」 譲受人は「譲渡人から当該地の贈与について、申し出があったため無償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>関係農業委員である中福委員の意見を伺います。(7 番、中福委員)</p>

中福委員	事務局が説明したとおり、問題ありません。写真を見たら分かりますように、既にKさんが野菜類を耕作されており適正に管理されております。
議長	御意見、御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号6、貸し人、L、住所、江田島市江田島町、職業、パート。 借り人、M、住所、江田島市大柿町、職業、農業。 所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は、582㎡。 申請理由は賃貸借で、貸し人は「農地として適正な管理が困難なため江田島市農地バンク制度で、一時的に市に管理をしていただいていた。今回、借り受け希望があったため有償で貸し付ける。」 借り人は「江田島市へ移住し、これから農業を始めるに当たり、オリーブを栽培する畑を探していた。今回、広報を見て農地バンク制度を知り、貸し人と当該地の賃貸借について合意が得られたため有償で借り受ける。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議長	関係農業委員の小原会長が欠席のため事務局は、説明をお願いします。(事務局、井上書記)
井上書記	本案件は、江田島市農地バンク制度を利用した農地法第3条の賃貸借となります。借り人のMさんは、田中農業委員や家族と親交があり、オリーブ栽培をするために家族で移住されてきました。こちらの農地は、江田島市農地バンク制度として、管理されてきたものでありMさんが農地を探していたので、貸人と合意が得られ契約となりました。
議長	御意見、御質問等はありませんか。
中福委員	Mさんは、既に江田島市に移住されているのですか。
佐山書記	既に住まれています。先月の案件で許可された農地も綺麗に管理され、電柵も設置していました。意欲的に行動されておられます。
中福委員	どちらから、移住されたのですか

佐山書記	広島市安佐南区の●●です。
議長	他に御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。以上で3条の審議を終わります。議案第7号、農地法第4条による許可申請について事務局、お願いします。
佐山書記	議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和6年5月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請人、N、住所、福山市霞町、職業、無職。 所在地、江田島町字〇〇__番__の1筆、面積は、161㎡、台帳地目、畑、現況、一部雑種地（進入路）。 申請理由は「今年の6月に実家の自動車用進入路として利用するために、農地の一部を舗装した。その際に農地法の許可申請を失念していたため始末書を添えて申請する。」 自動車用進入路（スロープ）、建設面積、30㎡。以上、本申請は、追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	関係農業委員の小原会長が欠席のため事務局は、説明をお願いします。（事務局、井上書記）
井上書記	現地写真を御覧ください。赤枠で囲っているところが、今回のスロープとなります。5月17日に関係委員の皆さんと現地確認を行いました。写真のとおり既にコンクリート敷きの進入路が完成されておりました。残地につきましては、斜面で畑として再生することが困難なため一体を雑種地として転用することです。本来であれば許可後に工事をするべきですが、農地法の申請を失念していて始末書も添付されております。
議長	御意見、御質問等は、ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 2、申請人、〇、住所、広島市中区、職業、農業。 所在地、江田島町●●__丁目__番__の 1 筆、面積は、55 m²。 申請理由は「所有する農地の一部を分筆し、農作業休憩用のユニットハウスを建てるため申請する。」 ユニットハウス 1 棟、キッチン、トイレ、シャワー室完備。建築面積は、55 m²となります。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	関係農業委員である山田委員の意見を伺います。(1 番、山田委員)
山田委員	本案件は、体験農業する際、農作業をしたときに汗を流せるように造られるものです。写真に写っているものは、男女別の水洗トイレで、このトイレと別にユニットハウスが建てられます。体験農業の畑は、現在、一部だけ耕作しておられますが、これから農地全体を耕していくとのことでした。
議長	御意見、御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。以上で 4 条の審議を終わります。議案第 8 号、農地法第 5 条による許可申請について事務局、お願いします。
佐山書記	<p>議案第 8 号、農地法第 5 条による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 6 年 5 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、譲渡人、P、住所、大阪府大阪市、職業、無職。 譲受人、Q、住所、広島市南区、職業、自営業。 所在地、沖美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、383 m²。 申請理由は贈与で、譲渡人は「以前に仮登記で所有権移転をしていた農地について、農地法の許可申請を失念していた。今回、地目変更登記が必要となったため始末書を添えて申請する。」 譲受人は「以前に仮登記で墓地と進入路として利用していた。その際に農地法の許可申請を失念しており、今回、始末書を添えて申請し所有権移転、地目変更登記を行う。なお、墓地 3 基については、既に撤去している。」</p>

以上、本案件は、仮登記を行っていたための追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 関係委員である下河内委員の意見を伺います。(2番、下河内委員)

下河内委員 地目を適正にするための申請だと思いますので、致し方ないと思います。

議長 御意見、御質問等は、ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本案件につきましては、許可とします。以上で、5条の審議を終わります。以上で本日の審議は全て終了しました。

日程第5の協議事項につきまして、事務局は、何かありますか。

佐山書記 村上会長職務代理、議事進行、ありがとうございました。

- ・江田島町部会について。
- ・江田島市農地バンクについて。

以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。